

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

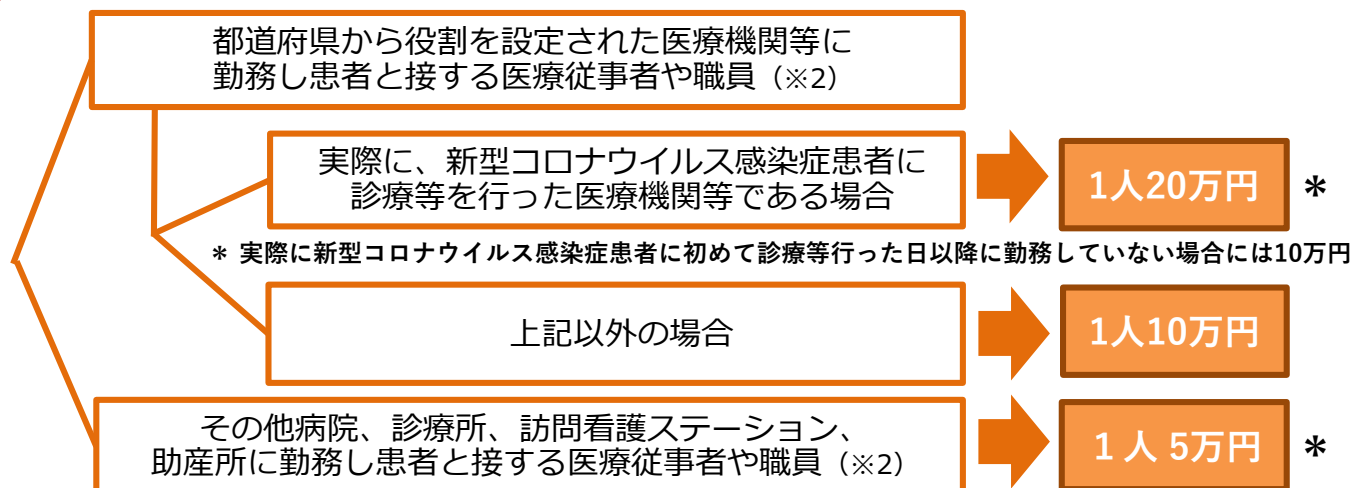
医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じての申請と給付にご協力をお願いします。

事業内容

- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員（※）に対し、慰労金として最大20万円を給付します。
- ・その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として5万円を給付します。

※ 医療従事者や職員には、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含みます。

給付対象・給付金額（給付対象・給付金額を医療機関等の判断で変えることはできません）



※ 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

※ 対象期間（当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間に10日以上勤務した者が対象となります。

※ 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

申請受付及び給付開始日

- ・7月下旬頃申請開始
- ・8月下旬頃振込開始

※ 都道府県により異なる場合があります。

【お問い合わせについて】

●新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンターまで
電話番号03-3595-3317（受付時間は平日9:30～18:00）



事業の詳細はこちら

➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

緊急包括支援交付金

検索